平成２６年（フ）第１３０号
松江市比津町267番地３
債務者　大門スミ子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４号
広島県三次市三次町606番地　メゾン懐Ａ棟203
債務者　藤崎　健太
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１９号
沖縄県宮古島市平良字西里935番地８　県営西里団地２棟301
債務者　仲地千穂美
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第２１３号
千葉県成田市三里塚御料１番地1346
債務者　吉田　　司
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２１６号
千葉県成田市公津の杜５丁目７番地１　エルミタージュ201号
債務者　佐々木昌広
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２１７号
千葉県成田市中台４丁目３番地　５棟502号
債務者　髙橋　明斗
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２１９号
千葉県四街道市大日1623番地１　ケアハウスろうたす308
債務者　生駒　英雄
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２２０号
千葉県成田市中台３丁目１番地１　117号
債務者　岩瀬　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２３２号
千葉県印西市角田87番地
債務者　鈴木眞紀子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３４１号
高知市百石町３丁目６番８―502号
債務者　北村　平八
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３４２号
高知市百石町３丁目６番８―502号
債務者　北村　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９６９号
埼玉県新座市栗原６丁目８番26号　ハイツイセトウ103号室
債務者　梅田　匡央
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８５号
埼玉県久喜市久喜東２丁目39番11号
債務者　出浦　ルミ
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―25―207
債務者　新屋　優子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６４号
埼玉県上尾市西宮下４丁目392番地６
債務者　柳川　佳伸
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７３号
さいたま市南区白幡２丁目５番19―406号、旧住所埼玉県越谷市相模町６丁目494番地25
債務者　阿天坊明子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４７０号
埼玉県春日部市増富407―１　コーポ浜野Ｂ107、住民票上の住所福島県河沼郡会津坂下町大字三谷字山ノ神１番地
債務者　佐藤　利彦（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係